

傍聴要領

県立都市公園利活用等推進有識者会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3に定める「会議を傍聴する際に遵守する事項」に違反したときは、事務局から注意を行うことがあります。それでもなおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する際に遵守する事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、静かに傍聴し、秩序を乱したり、運営の支障となる行為をしないこと。
- (2) 会議中は、拍手その他の方法により、意見等に対して公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。